

令和7年度第2回桑名市上下水道事業経営審議会 議事要旨

日 時・場 所	令和7年10月30日（木）午前10時30分 多度地区市民センター2階201会議室
出 席 者	委員：7名（欠席：1名） 事務局：11名
議 事 次 第	1. 開会挨拶 2. 議事 （1）前回審議会の振り返り （2）投資財政計画について （3）料金水準の見直しについて
要 旨	<p>1. 開会挨拶 部長挨拶</p> <p>2.</p> <p>（1）前回審議会の振り返り</p> <p>○配水管（道路側）から水道メーターまでで漏水があった場合、個人宅内は、了解をもらわないと修繕できないのか。 ⇒そのとおりで、勝手に市が修理することはありません。</p> <p>○水道メーターから宅内で漏水があった場合は、水道料金の負担が高くなるので、直す必要があるが、どのようにわかるのか。 ⇒検針時に異常があれば、契約者へお知らせをしている。</p> <p>○道路側から水道メーターまでの漏水で所有者に対して一部費用負担をお願いすることや所有者が修繕をした場合の補助を前向きに検討してはどうか。</p> <p>（2）投資財政計画について、（3）料金水準の見直しについて</p> <p>○経営戦略で、令和8年度に15%、令和13年度に17%となっているので、今、20%改定しても大丈夫なのか。 ⇒定期的に経営状況を確認し、その都度適正な、料金水準に見直しをする。</p> <p>○料金改定したら、県内の順位はどうなるのか。 ⇒パターン②（20%改定）の場合は、14市中、7番目になります。</p> <p>○パターン③の人口予測で、20%の料金改定率における収支を示してもらいたい。 ⇒資料を提出します。</p> <p>○一般の住宅と工場などの事業所との比率はどのような割合か。 ⇒資料を提出します。</p> <p>○類似団体と比較して職員給与費が低いですが、職員を増やした場合、収支に</p>

影響するのか確認したい。

⇒資料を提出します。

○県から水を買っている受水費であるが、市町ごとに配慮はあるのか。

⇒今回の改定率は、企業庁から以前提示されたものでありますので、決定しているものではありません。そこで、木曽川、長良川水系の水を使用している自治体に一律に適用されます。

○一人当たりの有収水量の推移を見たい。

⇒資料を提出します。

(まとめ)

今回の審議会では、事務局提案の料金改定率について、どのパターンを採用するのかは決定できない。審議の中で、事務局が想定していないリスクに対して、改定率に影響があるのか資料を出してもらい判断する事にします。

3 その他

第3回経営審議会開催予定について説明。

(以上)